

会 議 録

□全部記録 ■要点記録

会議名	令和2年度第3回 姫路市景観・広告物審議会
開催日時	令和2年11月24日(火) 10時～12時
開催場所	姫路市役所 北別館4階 第403会議室
出席者又は欠席者	<p>(出席委員)</p> <p>安枝会長、田原委員、赤澤委員、岩田委員、清水委員、橋寺委員、藤本委員、長谷川(京)委員、原田委員、濱本委員、濱田委員、小林委員、鷺尾委員、長谷川(国)委員、常盤委員、川原委員、池島委員</p> <p>(事務局)</p> <p>三輪局長、加藤部長、松浦課長、増田室長、小寺技術主任、川崎技師、梅宮主事補</p> <p>(関係課)</p> <p>都市計画課 藤井技術主任</p> <p>(欠席委員)</p> <p>竹田委員、八木委員</p>
傍聴の可否及び傍聴人数	<p>一部傍聴不可(報告1及び2)</p> <p>傍聴人数 なし</p>
議案又は案件及び結論等	<p>(審議事項事前説明1) 屋外広告物の基準改正について</p> <p>(審議事項事前説明2) 大手前通りにおける景観計画の変更及び屋外広告物許可基準の改正について</p> <p>(報告1) デザイン事前協議の途中経過について</p> <p>(報告2) 姫路市屋外広告物条例第5条第2項の規定による許可に関する審議結果について</p>
議案の全部内容又は進行記録	<p>(事務局)</p> <p>(新任委員の紹介)</p> <p>(過半数の委員の出席による審議会成立及び傍聴者の報告)</p> <p>(資料の確認)</p> <p>以後の進行を安枝会長にお願いしたい。</p> <p>(会長)</p> <p>まず会議録の署名押印について、濱田委員、鷺尾委員にお願いしたい。</p> <p>(会長)</p> <p>それでは審議事項事前説明1『屋外広告物の基準改正について』事務</p>

	局より説明願う。
(事務局)	『屋外広告物の基準改正について』説明。
(会長)	事務局の説明は、屋上構造物に設置される広告物が、屋上広告物であるか壁面広告物であるかの判断基準を明確にし、それに伴い許可基準を整理するというものであった。 意見・質問があれば挙手願う。
(委員)	改正案は許可を出す側からすると分かりやすくてよいが、一方で、ルーバーに設置する広告物は今後も屋上広告物として扱うということで、上の方に非常に大きくて目立つ広告物ができるということだ。景観を整える上で、高いところや遠くから視認できるものには面積規制があってもよいのではないか。 屋上広告物と壁面広告物について規制根拠が違うが、その趣旨はどこから来ているのか。
(事務局)	屋上広告物は、建築物の上に高いものを建てるため、風圧がかかるため、安全上の観点から高さで規制している。壁面広告は立面で表示できるので、全立面積に対して何分の1といった面積規定を設けている。
(委員)	今回の改正自体には賛成だが、屋上広告物も景観上の観点から改正を検討してはどうか。
(会長)	本日の議題は、屋上構造物かどうか内部を見ないと判断できないことが許可を出すときに煩雑になっていたもので、わかりやすく整理するという趣旨である。一方で、屋上広告物の規定のあり方も今後検討すべきだというご意見だった。 他に意見はあるか。
(委員)	屋上広告物の中身を確認しているのか。中の室外機などを隠すために必要な大きさなのか、あるいは規制上可能な範囲で目一杯まで建てているのか。 また、資料5ページの写真の、非常階段の周りのルーバーに掲出する広告物はどう取り扱うのか。
(事務局)	屋上広告物の多くが室外機や給水塔を隠していることが多いが、設備を隠しているものだけを屋上広告物と認めているわけではない。屋上広告物の基準に適合しておれば設置できるため、中身を限定していない。 また写真のルーバーは階段室の周りで、屋根があると思われるため、

建築物の壁面である。

(委員) 建築基準法では、屋上階は、用途や面積により階数や高さに入るか入らないか、神経質になる部分だ。屋外広告物は、設置する部分が建築物か工作物かで判断するということだが、今回の見直しに至る過程を教えてほしい。

(事務局) 屋外広告物もこれまでは建築基準法と同様に判断していた。屋外広告物に関しては、外からは同じように見えるのに、建築基準法的な判断によって内部の用途により扱いを変えるのは、景観の観点から違うのではないかとということで、このような改正を検討している。

(委員) これまで屋上広告物だったものが、改正後は壁面広告物になるが、同一意匠のものは1壁面に1枚の規制はかかるのか。

(事務局) 原則はそのとおりで。ただし緩和規定があり、相互距離が30m以上離れているものや、規模が大きく違うものは設置が可能だ。

(委員) 姫路市では特定屋内広告物の扱いがないが、屋内広告物を今後検討する予定はあるか。
壁面から屋内広告物に移行したり、屋上部分を最低限の建築物にして、前にガラスを貼って全面に広告を出すような事例が、都市部ではよく見られる。

(事務局) 現在は規制していないが、今後の検討課題と認識している。

(会長) 他に質問、意見はないか。
この議案について大きな修正意見はないようなので、次回の審議会に本審議として諮りたい。

(会長) それでは審議事項事前説明2『大手前通りにおける景観計画の変更及び屋外広告物許可基準の改正について』事務局より説明願う。

(事務局) 『大手前通りにおける景観計画の変更及び屋外広告物許可基準の改正について』説明。

(会長) 大手前通りの景観計画及び屋外広告物の許可基準の見直しは、2年ほど前から当審議会でも議論してきた。本日は、来年4月の実施に向け、来年2月の審議会での本審議に先立つ事前説明ということだが、意見・質問があれば挙手願う。

(委員)	8mの根拠はどこから来たのか。街路樹の高さも教えてほしい。
(事務局)	<p>大手前通りの景観ではキャッスルビューから姫路城を眺めるビスタ景観を重視しているが、キャッスルビューに立ったときの目線の高さが約8mである。目線より上の部分は姫路城への景観に影響を与えるが、目線より下の部分は景観への影響は大きくない。また歩道からの景観では、街路樹が最も広がっているのが約8mで、それより上は広告効果が小さい。低層部の賑わい創出のため、8m以下の部分は緩和したい。</p>
(委員)	<p>キャッスルビューからの景観にこだわり過ぎではないか。建物の中など、いろんな視点を配慮するとよい。</p>
(委員)	<p>発光可変表示式広告物とはどのようなものか。映像が映るような広告は該当するか。</p> <p>大手前通り地区ではそういったものは掲示されなくなるのか。</p>
(事務局)	<p>該当する。賑わい創出のため、8m以下は認めていきたい。</p>
(委員)	<p>B地区において、視認できるかどうかというのは主観的だと感じる。判断基準を設けておくべきではないか。</p>
(事務局)	<p>大手前通り地区では現在でも視認できる広告物に基準を設けており、ご指摘のとおり曖昧な部分はあるが、実際に見えるかどうかで判断したい。</p>
(委員)	<p>35m・50mの規制は、先ほどの議案の屋外構造物を含めての規制ということか。</p> <p>デジタル広告や広告幕の規制はどのように考えているか。広告幕は高いところに設置されているが、この度の中高層部の規制と整合がとれているのか。</p> <p>大手前通りから見て、ということだが、斜線の規制は、大手前通りに正対する面だけか、側面にもかかるのか。</p> <p>低層部への看板について、姫路城に相応しい色合いを配慮していただきたい。</p>
(事務局)	<p>塔屋等の高さ規制については、建築基準法に基づき、建築面積の1/8を超えないものであれば、高さ5mまでは緩和できる。</p> <p>広告幕について、高さ規制の見直しは考えていないが、壁面広告物として、8mより上は壁面の1/10以下の面積規制があるうえ、地域の景観と調和した色彩・意匠とすることとしており、一定の規制ができると考える。</p> <p>高度地区による高さ規制では、側面に斜線規制はかからない。</p>

(委員)	<p>過去に大手前通りで建物の大規模修繕を担当した際、既存の色が現行の規制に合っていなかった。建築主は既存と同じ色に塗り替えたいという意向だったが、ご理解いただき、基準内で既存の色に近い色に塗り替えることとした。</p> <p>今後、大規模修繕が増えてくると思うが、大手前通り地区には暗い色の建物や、色彩基準に合っていない建物がある。大規模修繕をする際には丁寧な説明が必要だと考える。地権者等への説明会でどんな意見が出たか教えてほしい。</p>
(事務局)	<p>地元団体への説明のほか、説明会の開催、ダイレクトメールの送付を行い、周知を図ってきた。パブリック・コメントでは主に屋外広告物の基準について意見をいただいております、建築物の意匠についての意見はなかった。</p>
(委員)	<p>視点場として歩道空間が大事だと考える。広告物設置者から、広告物が見えやすいように街路樹を切るよう要望がよくあるので、そういったことを未然に防ぐために、目標樹形・樹高を示すべき。管理部局と調整してほしい。</p> <p>広告物の低層部の緩和について、発光可変表示式広告物を緩和し、屋内広告物を規制しないのであれば、ガラスの内側にモニターを置くケースばかりになる。看板で賑わいは良くない。低層部の発光看板は一定の規制が必要だと考える。</p> <p>道路内の看板について、看板だけの道路占用許可は出すべきでない。沿道店舗が道路空間を利用する場合に看板を付帯するなど、基準を設けるべきだ。</p>
(事務局)	<p>街路樹および道路占用許可については、道路管理者と調整しながら検討していきたい。</p> <p>発光可変表示式広告物については、一定時間表示が変わらないものとするなど、地域の景観と調和するよう検討したい。</p>
(委員)	<p>屋上広告物の基準で、「けばけばしい色彩の照明」とはどのようなものか。広告物を照らす照明ということか。点滅を禁止できないか。</p>
(事務局)	<p>点滅するものは「けばけばしい照明」として規制している。</p>
(委員)	<p>基準からは読み取れないので、明記すべき。</p>
(会長)	<p>事務局で「けばけばしい色彩の照明」の表現を検討していただきたい。</p>

(委員)	今回の改正点ではないが、営業を終了した店舗は広告物を撤去するよう条例等で規制できないか。
(事務局)	営業しているかどうかに関わらず、広告物を掲出する意思があり、法的な規制は難しい。
(会長)	先ほどのB地区からの広告物の視認について、広告物が一部でも見えたら視認なのか、全部みえたら視認なのかなど、判断基準はあるか。
(会長)	<p>発光可変表示式広告物、けばけばしい色彩の照明、視認の考え方について意見があったので、事務局で検討・修正し、次回審議会で最終的な審議をしたい。</p> <p>続いて報告事項に移りたい。事務局より説明願う。</p> <p><<報告1・2は非公開>></p>
(会長)	本日の審議はこれをもって終了する。事務局に進行をお返ししたい。委員の皆様、ありがとうございました。